
居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。
(指定事業所番号：京都市 第2670400940号)

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援事業（ケアプラン作成）のサービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業者（施設経営法人）	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の運営方針	3
4. サービスの提供方法及び内容	4
5. 利用料	5
6. 個人情報の保護	7
7. 事故発生時及び緊急時の対応	7
8. 苦情等の受付	8
9. サービス利用に当たっての留意事項	8

医療法人 財団 康生会
武田病院

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 財団 康生会
- (2) 法人所在地 京都府京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町8 4 1 番地5
- (3) 電話番号 0 7 5 - 3 6 1 - 1 3 5 1
- (4) 代表者氏名 理事長 武田 隆司
- (5) 設立年月日 平成9年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
指定事業所番号 京都市 第2670400940号
平成12年4月1日 京都府指定
平成29年7月1日 指定更新(京都市)
令和 2年4月1日 指定更新(京都市)
- (2) 事業所の名称 医療法人財団 康生会 武田病院
- (3) 事業所の所在地 京都府京都市下京区七条通西洞院西入る南側大黒町2 2 7 番地
第2キョートビル5階
- (4) 電話番号 0 7 5 - 3 6 1 - 1 5 3 6
- (5) 管理者氏名 笹岡 俊之
- (6) 開設年月日 平成12年4月1日
- (7) 事業の目的
介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に受けられるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案して「居宅サービス計画」を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように便宜を提供し、もって居宅要介護者及びその家族の福祉の向上を図る。
- (8) 通常の事業の実施地域
通常の実施範囲は、原則として京都市下京区全域、京都市南区(唐橋・南大内・九条・九条弘道・山王学区)、京都市中京区(本能・明倫・日彰・生祥学区)、京都市東山区(貞教・一橋学区)とする。
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月から土曜日 (国民の祝日と12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

※ 問い合わせについては電話により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(10) 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤		非常勤		職務内容
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1. 管理者	(-) 名	(1) 名	(-) 名	(-) 名	職員を管理し、事業が目的にしたがって円滑に遂行されよう業務を総括する。
2. 介護支援専門員	3 (-) 名	(1) 名	(-) 名	(-) 名	居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。
3. 事務員	名	名	名	1 名	事務処理業務全般を行う。

※ () 内は主任介護支援専門員の人数

※ 管理者は介護支援専門員を兼務

(11) 併設されている事業及びサービス

京都市下京区地域介護予防推進センター

・地域介護予防活動支援事業

平成 18 年 4 月 1 日指定

・介護予防普及啓発事業

平成 18 年 4 月 1 日指定

3. 事業所の運営方針

- 1 契約者の意思及び人格を尊重し、契約者の立場に立って介護等に関する相談、指導、助言を行う。また、関係行政機関や居宅サービスを提供する事業者等と積極的に連携しながら契約者の需要に応じた居宅サービスが公正・中立に提供できるように努めるものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、地域社会や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。
- 3 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
- 4 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な 情報伝達を行う。
- 5 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- 6 利用者に対する支援を開始するに際して、直近の 6 月間（前期 3 月～8 月、後期 9 月～2 月）に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護を位置づけた割合と同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合について、利用者やその家族に対して説明を行う。

- 7 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。
- 8 利用者の人権の擁護・虐待等の防止を図る為、職員に対する定期的な研修の実施、虐待防止の為の指針の整備を行い、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- 9 身体拘束等の更なる適正化を図る為、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 10 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において職員に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等（優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で（1）身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）（2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（3）意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等）の防止の為に必要な措置を講じるものとする。
- 11 利用者の過度な負担を減らしつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択性を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる物の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。
- 12 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な居宅介護支援を継続的に提供できる体制確保に努める。
- 13 当事業所は、ISO9001：2015（JIS Q9001：2015）の規格要求事項に従い、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、且つ維持することで業務の有効性を継続的に改善する。

4. サービスの提供方法及び内容

居宅介護支援契約書第4条から第10条に示す下記の業務を行います。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 経過観察・再評価
(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングについては少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問)
- (3) 施設入所への支援
- (4) 居宅サービス計画の変更
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定等の申請に係る援助
- (7) サービス提供の記録

5. 利用料

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者等の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、要介護度に応じた利用料金（介護報酬の告示上の額）をいただきます。

□ 居宅介護支援（Ⅰ）（地域区分 1単位：10.70円）

区 分		サービス単位	サービス利用料金	備 考
□ 居宅介護 支援費(i)	要介護1・2	1,086単位	11,620円/月	介護支援専門員1 人あたり利用者4 5人未満
	要介護3・4・5	1,411単位	15,097円/月	
□ 居宅介護 支援費(ii)	要介護1・2	544単位	5,820円/月	1人あたり利用者 45人以上60人 未満
	要介護3・4・5	704単位	7,532円/月	
□ 居宅介護 支援費(iii)	要介護1・2	326単位	3,488円/月	1人あたり利用者 60人以上
	要介護3・4・5	422単位	4,515円/月	

□ 居宅介護支援費（Ⅱ）（地域区分 1単位：10.70円）

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置

区 分		サービス単位	サービス利用料金	備 考
□ 居宅介護 支援費(i)	要介護1・2	1,086単位	11,620円/月	介護支援専門員1 人あたり 利用者50人未満
	要介護3・4・5	1,411単位	15,097円/月	
□ 居宅介護 支援費(ii)	要介護1・2	527単位	5,638円/月	介護支援専門員1 人あたり 利用者50人以上 60人未満
	要介護3・4・5	683単位	7,308円/月	
□ 居宅介護 支援費(iii)	要介護1・2	316単位	3,381円/月	1人あたり利用者 60人以上
	要介護3・4・5	410単位	4,387円/月	

□ 特定事業所加算（地域区分 1単位：10.70円）

区 分	サービス単位	サービス利用料金	備 考
□ 特定事業所加算(I)	519単位	5,553円/月	常勤の主任介護支 援専門員2名以上 常勤の介護支援専 門員3名以上など
□ 特定事業所加算(II)	421単位	4,504円/月	常勤の主任介護支 援専門員1名以上 常勤の介護支援専 門員3名以上など
□ 特定事業所加算(III)	323単位	3,456円/月	常勤の主任介護支 援専門員1名以上 常勤の介護支援専 門員2名以上など
□ 特定事業所加算(A)	114単位	1,219円/月	常勤の主任介護支 援専門員1名以上 常勤もしくは非常 勤の介護支援専門 員各1名以上など

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内 容
初回加算	300単位	3,210円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定致します。
入院時情報提供加算(Ⅰ)	250単位	2,675円/回	病院又は診療所へ当該利用者に係る必要な情報を1日以内に提供した場合。
入院時情報提供加算(Ⅱ)	200単位	2,140円/回	病院又は診療所へ当該利用者に係る必要な情報を3日以内に提供した場合。
退院・退所加算 (カンファレンス参加なし)	450単位 (連携1回) 600単位 (連携2回)	4,815円/回 6,420円/回 入院・入所期間中 上限2回	当該利用者の退院又は退所に当たって、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書作成しサービスの利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算 (カンファレンス参加あり)	600単位 (連携1回) 750単位 (連携2回) 900単位 (連携3回)	6,420円/回 8,025円/回 9,630円/回 入院・入所期間中 上限3回	利用者の退院又は退所に当たって、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書作成しサービスの利用に関する調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円/回	24時間連絡がとれる体制を確保し、利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日以前14日以内に2日以上在宅を訪問し主治医や居宅サービス事業所と連携を図りながら利用者への支援を実施した場合。
特定事業所 医療介護連携加算	125単位	1,338円/回	医療機関と平時から連携を取ってターミナルケアマネジメント実施の実績が一定以上ある場合に限り算定。
居宅支援緊急時カンファレンス加算	200単位	2,140円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ利用者に必要な介護サービスの利用に関する調整を行った場合。
通院時 情報連携加算	50単位	535円/回	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師等の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
業務継続計画 未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算		感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定せず、必要な措置を講じていない場合。 2025年3月31までの間、減算を適用しない

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員への周知徹底する ・虐待防止指針を整備 ・職員への虐待防止のための研修の定期的実施 ・上記措置を実施するための担当者の設置
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

※要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、自己負担はありません。

(2) 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要する場合には実費をご負担いただきます。

複写物を交付する場合は、以下の通りとなります。

内 容	費 用
複写物の交付	1枚につき 20円

6. 個人情報の保護

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和5年3月一部改訂 個人情報保護委員会 厚生労働省）」並びに「京都市個人情報保護条例」を遵守し、書面だけではなく電磁的記録も含めて、適切な取扱いに努めるものとします。利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り用いませぬ。

当事業所において契約者及びその家族の個人情報の利用目的は以下の通りです。

- ・当該事業所が契約者等に提供するサービス
- ・業務の維持・改善のための資料
- ・学生等の実習への協力
- ・介護保険業務・業務上必要な行政への対応
- ・ご家族への心身の状況説明およびご家族からの問い合わせへの対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出
- ・当該事業所からのご案内
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外で契約者の情報を利用する場合は、契約者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

7. 事故発生時及び緊急時の対応

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者または家族、京都市、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとします。さらに、契約者に対するサービスの提供の際に契約者の病状に急変があった場合（緊急時）には、医師の指示を受け、必要により最寄りの救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、家族及び関係機関等に連絡を行うものとします。

8. 苦情等の受付

(1) 当事業所における苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談、ご要望等は、下記窓口で受け付けています。

苦情受付担当者	担当介護支援専門員
苦情解決担当者	管理者 笹岡 俊之
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 (日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く)
連絡先	TEL:075-361-1536

※当事業所では、相談解決実施要綱を定め、契約者からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応します。

※電話により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(2) その他

上記以外にも各区役所、京都府国民健康保険団体連合会等でも相談及び苦情を受け付けております。

相談窓口	電話番号	受付日	受付時間
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090	月～金	9:00～17:15
京都市下京区保険福祉センター健康長寿推進課	075-371-7228	月～金	9:00～17:00
京都市南区保険福祉センター健康長寿推進課	075-681-3296	月～金	9:00～17:00
京都市中京区保険福祉センター健康長寿推進課	075-812-2566	月～金	9:00～17:00
京都市東山区保険福祉センター健康長寿推進課	075-651-9191	月～金	9:00～17:00